

監事監査報告書

令和 6年 5月 30日

社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会
会長 宗内正照様

監事 上田重夫 (印)
監事 福本博幸 (印)

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純財産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監事監査報告書 付表

1. 監査実施日

令和6年5月27日（上田監事、福本監事）

令和6年5月28日（上田監事、福本監事）

令和6年5月29日（上田監事、福本監事）

令和6年5月30日（上田監事、福本監事）

2. 監査の方法及び内容

書面及び実地監査

3. 実地監査実施部署

特別養護老人ホームみろく苑

柿木村デイサービスセンター

4. 監査意見書

- ① 経営安定基金等積立資産については定期預貯金として運用しているが、通帳・証書数が72通に達している。効率的な管理・運用に向け証書等の統合・整理に取り組まれない。
- ② 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の期間は1年を超えてはならないとされ、当該年度の協定書は前年度末までに労働基準監督署に届け出る必要があるが、年度を過ぎての届出となっている。法令に則った適切な対応に努められたい。